

大津市企業局新型インフルエンザ等対策本部設置要綱

(目的)

第1条

この要綱は、国内で新型インフルエンザ等が発生又は発生の可能性がある場合、市民生活に欠くことのできない上下水道、ガスのライフライン機能を維持するため、大津市企業局新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、業務を継続するための必要な措置をとることを目的とする。

(所掌事務)

第2条

対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報の収集及び分析に関する事項
- (2) 情報の提供に関する事項
- (3) 業務継続維持に関する事項
- (4) その他必要な事項

(構成)

第3条

対策本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 対策本部の構成員は、企業局の所属長の職にある者をもって充てる。
- (2) 本部長は、公営企業管理者をもって充てる。
- (3) 本部長は、対策本部の事務を総括し、指揮監督する。
- (4) 副本部長は、局長をもって充てる。
- (5) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第4条

- 1 対策本部会議は、本部長が招集し、主宰する。
- 2 本部長は、必要があるときは、本部会議に関係者の出席を求め意見等を聞くことができる。

(事務局)

第5条

- 1 対策本部の事務を処理するため、危機管理室に事務局を置く。
- 2 事務局には事務局長を置き、企業総務長の職にある者をもって充てる。
- 3 事務局に事務局次長を置き、危機管理室長の職にある者をもって充てる。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- 5 事務局の庶務は、危機管理室において処理する。

(その他)

第6条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。